

只木ゼミ春学期第2問検察側反対尋問レジュメ

文責:2班

I.反対尋問

- 5 1. 不法領得の意思を主観的構成要件に含めるのであれば、詐欺罪の条文がそれを要求していないことをどのように説明するのか。
2. 詐欺罪の条文は実質的な財産上の損害を要求していないため、「詐欺罪の成否の判断にあたって給付と反対給付の関係を検討することが不可欠である」とはいえないのではないのか。

10

以上